令和５年度　唐津市立肥前中学校　いじめ防止基本方針

いじめ防止基本方針策定の目的

いじめ問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、いじめ問題への対応は、学校における最重要課題の１つである。唐津市立肥前中学校いじめ防止基本方針は、本校におけるいじめの問題を克服し、児童の尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法等に基づき関係機関が相互に連携し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために定めるものである。

いじめの定義

この基本方針において「いじめ」とは、当該生徒に対して、当該生徒と一定の関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じておこなわれるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身に苦痛を感じているものをいう。

いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた生徒の心に深い傷を残すものである。いじめは絶対に許されない行為であり、全ての生徒は、いじめを行ってはならない。

いじめ問題への基本的な考え方

いじめは、「どの学校でもどの学級でも起こり得る」という認識の下、常に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合は速やかに解決する必要がある。とりわけ、生徒の尊い命が失われることは決してあってはならず、被害拡大防止のため早期発見・早期対応を基本として取り組みを講じることが必要である。

- いじめを生まない・許さない学校づくりを行う。
- 教員の指導力の向上と組織的対応に取り組む。
- 生徒をいじめから守り通し、いじめ解決に向けた行動をうながす。
- 保護者・地域・関係機関と連携して取り組む。

未然防止

生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていく。体系的・計画的にＰＤＣＡサイクルを実施することにより、取組の改善を図る。

- 〇基本的生活習慣の育成
- 〇仲間づくりの授業・行事
- 〇いじめに関する授業
- 〇人権・同和教育の充実

居場所づくり・絆づくり

早期発見・早期対応

ささいな兆候であっても、疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有する。

- 〇相談窓口の周知
- 〇アンケート等の実施
- 〇管理職による日常的な校内巡回
- 〇休み時間等における教員の校内巡回
- 〇保護者会にていじめについて共通理解
- 〇スクールカウンセラーによる面接

重大事態への対応

〇いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

〇いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

- 〇いじめられた生徒の安全確保
- 〇関係機関・専門家等との相談・連携
- 〇犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案について警察と連携
- 〇市教委等が実施する調査への協力

肥前中学校いじめ防止対策委員会（学校におけるいじめ防止等の対策のための組織）

校長・教頭・事務長・生徒指導主事（委員長）・生徒指導部会教員・養護教諭のほか、必要に応じて学校評議員、スクールカウンセラーなど外部の専門家や保護者も参加

- 〇 年間計画・いじめ防止の取り組み等の立案・実行・検証・修正（ＰＤＣＡサイクル）
- 〇 いじめの相談・通報の窓口
- 〇 いじめの疑いに係る情報に対する情報収集・記録・共有
- 〇 いじめを認知した際の迅速な情報共有、事実関係の聴取・指導、支援体制・対応方針の決定
- 〇 保護者との連携
- 〇 市教委の判断によっては重大事態の調査を実施